

(3)開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

10人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

事業所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

役職名：○○○○

氏名：○○ ○○

連絡先：○○-○○○○○-○○○○○

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、東京都を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部分を一般開放するものとする。
- 3 前項の規定による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合について準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。
ただし、当該期間の満了の 3 か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

乙 住所 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

氏名 新宿区長 ○○ ○○